

鳥取県建設工事等入札・契約審議会委員公募要綱

1 目 的

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）に基づく鳥取県建設工事等入札・契約審議会は、建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等業務（以下「建設工事等」という。）の入札・契約及び用地取得、移転補償等契約の透明性及び公平性を確保し、もって適正な執行を図るための機関である。

この度、鳥取県が推進する県民参加と協働による、より民主的で公正な県政の実現へ向け、一般公募により本審議会の委員（以下「公募委員」という。）を募集するものである。

2 公募委員の役割

公募委員は、審議会に出席し、その他の委員とともに次に掲げる事項について調査審議する。

ア 県等が発注する建設工事等（境港管理組合が発注するものにあつては、鳥取県内において施工されたもの（鳥取県及び島根県にまたがるものを含む。）に限る。次号においても同じ。）の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。

イ 県等が発注する建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。

ウ 県が発注する建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

エ 用地取得等契約及び移転補償等契約の処理状況に関すること。

3 募集内容

公募委員の募集については、次のとおりとする。

(1) 応募資格

次の全てを満たす方

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設業及びこれに関連する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントを営む事業者の役員及びその3親等以内の親族並びにその事業者の使用人でないこと。

イ 入札・契約制度に関する活動や業務に従事し、又は活動や従事したことがあり、入札・契約制度に関する分野に明るいこと。

ウ 鳥取県内在住の満18歳以上の方であること（令和8年10月5日時点）。

エ 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条に基づき設置される附属機関の委員でないこと（鳥取県所管の他の附属機関の委員との兼務は不可）。

オ 審議会に出席できること。

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

(2) 応募方法等

別紙の所定応募様式に必要事項（応募者の住所、氏名、連絡先等と併せて、「あなたが「入札・契約制度」に関して従事している、又は従事した活動や業務の内容とその期間、及び応募動機」）を記載し、募集期間内に鳥取県県土整備部県土総務課（以下「県土総務課」という。）へ提出すること（郵送、ファクシミリ、メール、直接持参など）。

[応募期間] 令和8年10月5日（月）～10月18日（日）消印有効

[提出先] 県土総務課建設業・入札制度室

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7347（ファクシミリ 0857-26-8190）

電子メール：kendosoumu@pref.tottori.lg.jp

(3) 募集人数

公募委員1名

(4) 任期

令和8年11月1日～令和10年10月31日まで（予定）

(5) 開催回数

3～5回／年 程度（不定期）

4 公募委員の選定

公募委員の選定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 決定方法

提出された応募様式に記述されている、「入札・契約制度」に関して従事している、または従事した活動や業務の内容とその期間及び応募動機について、選考委員が採点表により評価し、評価点の高い（失格評価項目がないこと）ものを公募委員として決定する。

ただし、選考の結果、同点者がある場合は、抽選により決定する。

(2) 選考委員

選考委員は県土整備部次長兼県土総務課長、県土総務課建設業・入札制度室長、県土総務課建設業・入札制度室建設業担当主幹の3名とする。

(3) 補充委員等の選定

選定した者から辞退があった場合に備え、応募者の中から補充委員を若干名選定する。

(4) 応募がない場合等の取扱

再募集は行わない。

5 決定後の手続等

審査結果については、応募者全員に郵送で通知する。

6 その他

ア 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しない。

イ 審議会は原則公開で行うため、公募委員は同審議会の議事録など、審議会の資料(氏名及び発言内容)等は全て公開することに同意されたものとする。

ウ 公募委員として審議会に出席する場合には、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。